

公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、長野県知事から、令和 3 年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

令和 4 年 9 月 22 日

長野県監査委員 田 口 敏 子
同 西 沢 利 雄
同 青 木 孝 子
同 佐々木 祥 二

1 【監査結果（指導事項）に関する報告に基づく処理の内容】

監査対象団体名	監査の結果	処理状況
一般社団法人長野県観光機構	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 理事会の招集（理事会運営規程） 理事会の招集について、理事会運営規程で開催日の 5 日前までに通知することを規定していますが、実際には一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団等法」という。）の規定どおり開催日の一週間以上前に通知していますので、当該規程を改正してください。</p> <p>2 経理規程及び事務処理規程の権限規定 一般社団等法第 90 条で規定する理事会決議が必要な事項を、経理規程及び事務処理規程で理事長の決裁（最終的な意思決定）として規定している等、一般社団等法の規定と不適合又は不明瞭です。また、定款と事務処理規程の権限規定に不整合があるため、各種規程を改正してください。</p> <p>3 出納員の任命 経理規程第 21 条で規定する出納員について、信州首都圏総合活動</p>	<p>1 理事会運営規程の招集通知に係る規定を、一般社団等法の規定に適合（理事会開催日の 1 週間前までに通知）するよう改正し、令和 4 年 4 月 1 日付けで施行しました。</p> <p>2 経理規程及び事務処理規程の理事長の権限等に係る規定を、一般社団等法及び定款の規定に適合するよう改正し、令和 4 年 4 月 1 日付けで施行しました。</p> <p>3 令和 4 年 4 月 1 日付けで任命しました。</p>

	拠点及び県外観光情報センターの出納員を任命していないため、経理規程に従い任命してください。	
TOY BOX	<p>団体等に対する指導事項</p> <p>1 本部経費の配分</p> <p>本部経費について、当法人が受託している各指定管理施設の売上予測による按分率で、本部経費予定額を各施設に配分していますが、令和2年度のように売上額及び本部経費の実績額が予測（予定）額と大きく変動した場合は、実績額で按分して配分してください。</p>	<p>1 今後本部経費の各指定管理施設への配分につきまして、計画は本部経費の予定額を売上予測の按分率で行い、精算は売上額及び本部経費の実績額による按分率で行います。</p>

2 【監査結果（検討事項）に関する報告に基づく措置の内容】

監査対象団体名	監査の結果	措置状況
長野県道路公社	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 有料道路無料開放に伴う財産処分</p> <p>三才山・松本トンネル有料道路が令和2年度に無料開放された際、県に引き継ぐ道路資産及び道路の附属物に併せて、凍結防止剤散布車等貴公社が保有する道路管理に必要な車両等が、新たな道路管理者である県に無償譲渡されました。</p> <p>また、一部の有形固定資産は、道路管理上必要にならないとの理由で、廃棄されたものもありました。</p> <p>今後、有料道路の無料開放に伴い貴公社の保有する有形固定資産（道路の附属物を除く。）を処分する場合は、有償での譲渡が可能か検討の上、処分方針を決定してください。</p>	<p>1 今後、当公社が管理する道路を無料開放する際、当公社が保有する有形固定資産（道路の附属物を除く。以下同じ。）のうち、当該路線の道路管理を引き継ぐ県が道路管理上必要な車両等の資産は、いずれも路線引継時には減価償却が終わると見込まれることから、引継後の適正な道路管理に資するため従前どおり県への無償譲渡を基本とします。</p> <p>また、県が道路管理上必要としない資産は、多くが料金徴収に係る特殊な資産等で譲渡先が限定されるものですが、これら有形固定資産の処分にあたっては、可能な限り有償での譲渡を検討することとし、検討の結果、有償での譲渡が困難な場合は、検討経過を整理してまいります。</p>

<p>一般社団法人長野県観光機構</p>	<p>所管課（観光部山岳高原観光課）に対する検討事項</p> <p>1 長野県DMO連携事業の実施方法の検討</p> <p>長野県DMO連携事業は、県と一般社団法人長野県観光機構が協定書を締結して実施しており、事業が完了した時は、実績報告書を県に提出するものと規定しています。</p> <p>しかし、貴部局が定めた実績報告書の様式は、経費の報告を「必要に応じて」求めており、実際に経費の内容が確認できない実績報告書がありました。負担金を支出する以上、事業の経費が適正に執行されたことを確認する必要があると考えられますので、実績報告等事業の実施方法を検討してください。</p>	<p>1 令和4年度協定の締結に当たって、実績報告書に経費内訳書の添付を必須（「必要に応じて」を削除）としたほか、経費の区分を明記（その他事務費は具体的な内容を明記）する様式としました。</p>
<p>一般財団法人長野県文化振興事業団</p>	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 公益法人会計基準（平成20年改正）の適用</p> <p>現在、平成16年の公益法人会計基準を適用していますが、平成20年に新たな会計基準が定められています。県の全額出資法人であり、財務状況の透明性等を確保するため、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準である新たな会計基準の適用を検討してください。</p> <p>2 財務規程の見直し（会計外現金）</p> <p>財務規程第89条で会計外現金について規定していますが、通常の会計処理が可能で現状では会計外現金として処理されていません。簿外処理は一般に会計不正のリス</p>	<p>1 非営利型の一般財団法人及び指定管理者として財務の状況を的確に反映できる会計基準のあり方について検討してまいります。</p> <p>2 会計外現金の扱いが今後も想定されないことから財務規程を改正し、当該取扱いについて削除しました。</p>

	<p>クが高いと考えられるため、財務規程の見直しを検討してください。</p>	
<p>一般社団法人長野県医師会</p>	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 補助金交付申請の適正化</p> <p>地域医療介護総合確保基金事業の在宅医療運営総合支援事業のうち、当番制による在宅看取り体制構築事業及び在宅療養患者緊急時受入体制強化事業について、過去3年間の補助金交付申請額に対する執行率が著しく低いため、実施見込みを適切に把握して適正に交付申請するよう、事務処理の改善を検討してください。</p>	<p>1 長野県地域医療介護総合確保基金事業の「在宅医療運営総合支援事業」のうち、執行率の低い「当番制による在宅看取り体制構築事業」及び「在宅療養患者緊急時受入体制強化事業」について、令和4年度は交付申請を行わないことといたしました。</p>
	<p>所管課（健康福祉部医療政策課）に対する検討事項</p> <p>1 補助事業の見直し</p> <p>地域医療介護総合確保基金事業の在宅医療運営総合支援事業のうち、当番制による在宅看取り体制構築事業及び在宅療養患者緊急時受入体制強化事業の過去3年間の執行率が著しく低いため、補助事業の見直しを検討してください。</p> <p>また、所定の会議等の旅費や会場使用料等の開催経費が補助対象となっている事業の実績報告書に、会議等の内容や実施状況が確認できる書類が添付されていないため、会議次第や議事録を添付させて確認する等の見直しを検討してください。</p>	<p>1 当番制による在宅看取り体制構築事業及び在宅療養患者緊急時受入体制強化事業について、事業を廃止しました。</p> <p>また、実績報告書の添付書類として、会議次第や議事録の提出を求め事業実施の確認を行うこととしました。</p>

<p>長野県将来世代 応援県民会議</p>	<p>団体等に対する検討事項</p> <p>1 歳入歳出予算の決定</p> <p>長野県将来世代応援県民会議規約によると、第 17 条で事業計画及び歳入歳出予算に関することは総会で審議（決議）すること、第 23 条で会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わると規定されています。例年 6 月に総会を開催して当該年度の歳入歳出予算が決議されており、会計年度始期の 4 月 1 日から総会決議までは歳入歳出予算が決定していないにもかかわらず事業が執行されており不適当であるため、規約の改正又は団体運営を改善するよう検討してください。</p>	<p>1 従来は、長野県将来世代応援県民会議の歳入歳出予算に関することは総会で議決すると規定されていましたが、6 月 14 日の県民会議総会において、総会開催前であっても理事会の議決を得て、会計年度始期の 4 月 1 日から予算成立の日まで前年度予算に準じて事業執行することができるように、次のとおり規約の一部を改正しました。</p> <p>（事業計画及び予算）</p> <p>第 23 条の 2 この会議の事業計画及びこれに伴う歳入歳出予算は、毎事業年度開始前日までに会長が作成し、総会の議決を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総会開催前の年度当初の歳入歳出については、理事会の議決を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ業務を執行することができる。</p>
---------------------------	---	--

3 【監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針】

監査対象団体名	監査の結果	意見に対する方針
<p>1 一般社団法人長野県観光機構</p> <p>2 公益財団法人長野県緑の基金</p> <p>3 松本空港ターミナルビル株式会社</p> <p>4 公益社団法人長野県畜産物価格安定基金協会</p> <p>5 公益財団法人長野県生活衛生営業指導センター</p> <p>6 公益財団法人長野県下水道公社</p>	<p>団体等に共通する意見</p> <p>1 内部統制の充実</p> <p>地方自治体においては、地方自治法の改正に伴い、令和 2 年度から内部統制制度が導入されました。</p> <p>県出資等外郭団体は、自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的な公共サービスを県と連携しながら提供するという公益的役割を担っています。</p> <p>このため、組織の体制として財務会計処理が担当者任せになっていな</p>	<p>次のとおり</p>

	<p>いかなど、業務執行状況を再点検のうえチェック体制を強化するとともに、内部統制に関する規定やマニュアルの整備、職員に対する研修会の開催など内部統制の取組を推進してください。</p> <p>また、団体運営において重要な職責を担う監事（監査役）は、事業運営の透明性の向上と財務規律の一層の強化を図るため、公認会計士等の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する者を外部から選任するなど、監査体制の強化、充実に努めてください。</p>	
意見に対する方針		
<p>1 一般社団法人長野県観光機構</p> <p>令和4年4月1日付けで組織再編を行い、コーポレートデザイン部を設置し、これまでの総務経理部より職員を増員し体制を強化しました。</p> <p>これにより、財務会計処理のチェック体制をさらに整えるとともに、コンプライアンスや危機管理の観点から、内部統制に関する各種規程やマニュアル等を再整備のうえ、職員に対する研修会を実施するなどして、内部統制の取組を推進していきます。</p> <p>また、外部の一定の知見を有する者の監事への選任につきましては、現在も監事2名のうち1名は、会員である金融機関に所属する適任者を選任していますが、今後は外部の公認会計士等の選任についても検討してまいります。</p> <p>2 公益財団法人長野県緑の基金</p> <p>当基金の財務会計処理については、内閣府公益認定等委員会が定める公益法人会計基準をはじめ、当基金の定款、会計処理規程及び事務処理規程に基づき、適正な業務執行に努めています。</p> <p>引き続き、全ての事務処理は事務局長が決裁するとともに、簡易文書以外は、県職員が兼務する幹事長、幹事等に回議します。また、事業計画や資金計画、高額な収入・支出等の案件は、業務執行理事（副理事長）の専決事項とするなど、チェック体制の強化を図ります。</p> <p>監事については、従前から3名のうち1名は公認会計士を選任し、収支決算に対する監査にあたっては、必ず事前に公認会計士のチェックを受け、財務会計処理上疑義が生じた場合は、その都度公認会計士に相談し、専門的な知見から会計指導をいただきます。</p> <p>3 松本空港ターミナルビル株式会社</p> <p>平成18年4月制定の「内部監査実施要領」に基づき、定期的に内部監査を実施しています。監査役には、会計制度に一定の知見のある地元経済団体及び地元金融機関の役員を選任</p>		

し、監査体制の充実に努めています。

また、顧問契約を結んだ公認会計士に、総務及び経理業務についての指導を受けるなど、日頃から適正な業務の執行に努めています。

4 公益社団法人長野県畜産物価格安定基金協会

令和4年3月理事会において、「内部統制に関する基本方針」を決定いたしました。

この方針にもとづき、執行状況の報告体制を整備するほか、リスク事案の把握・管理を徹底し、内部統制の取り組みを推進します。

また、外部の専門的知見を有する者を監査役に選任するなど、監査体制の強化に努めてまいります。

5 公益財団法人長野県生活衛生営業指導センター

長野県生活衛生営業指導センターでは、事務局組織規程、会計処理規程等に基づき事務処理を行い、適正かつ効率的な予算執行に努めています。

これらの規程について内部統制の観点から再度点検するとともに、県の「内部統制基本方針」を参考に、事務処理の一層の適正化、コンプライアンスの遵守等に取り組んでまいります。

監査体制については、当センターの2名の監事は、生活衛生同業組合からの推薦に基づいて選任されており、理事及び事務局職員から職務執行状況について報告を受け、決算書類等を確認し、適正な監査を実施しています。今後とも、監査の充実に努めることができる人選に努めてまいります。

また、会計処理に瑕疵が生じないように、当指導センター顧問税理士に助言を受けてまいります。

6 公益財団法人長野県下水道公社

当公社では、支出事務等の財務会計処理は、公社会計規程及び同規程で準用する長野県財務規則等に基づき、適正な会計処理に努めています。

公認会計士と税務、会計に関する年間顧問契約を結び指導、助言を仰げる体制とするとともに、監事には、業務運営や会計制度に精通した長野市会計管理者、長野県町村会事務局長を選任していますが、監査体制の更なる強化、充実のため、監査の際には、事前に公認会計士である外部監査人による任意監査を受けています。

引き続き既に作成済みの会計・契約事務に関するマニュアルを用いた職員研修等により内部統制の充実、強化に取り組んでまいります。